ルールを守って美しい広告景観を

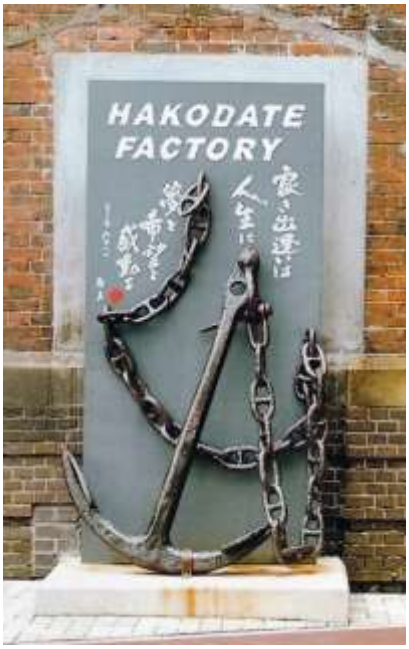

北海道屋外広告物条例のあらまし

試される大地
北海道

はじめに

物の豊かさから心の豊かさへの転換の時代を迎え、北海道らしい質の高い豊かさが求められています。

道内各地で、潤いのあるまちづくりや景観づくりの取組が進められており、景観を構成する重要な要素のひとつである屋外広告物に対する関心も高まってきています。

屋外広告物は、身近な情報を伝える手段として親しまれ、見る人に楽しさを与え、街の賑わいを演出します。

しかし、屋外広告物が無秩序に氾濫すると、景観や環境を損ないますので、道では、屋外広告物と都市・自然景観や環境との調和を図り、広域な本道における適切な屋外広告物行政を推進するため、条例で屋外広告物のルールを定めています。

さらに、市町村と道が連携を図り屋外広告物の規制を適正に実施し、美しいまちなみなど良好な景観の形成に取り組むため、許可に関する事務などの処理権限について、市町村への移譲を進めています。

北海道の美しい景観を守り、優れたまちづくりを進めるために、皆さんのご協力をお願いします。

目次

◆ はじめに（目次）
1. 屋外広告物とは …… 1
2. 北海道屋外広告物条例の概要 …… 2
3. 地域区分の考え方 …… 3
（1）禁止地域
（2）許可地域
4. 許可基準 …… 4
（1）固定広告物の許可基準（地域別）
（2）固定広告物の許可基準（種類別）
（3）簡易広告物の規格（許可地域共通）
5. 許可申請手続 …… 7
（1）屋外広告物を掲出する場合の手続の流れ
（2）許可申請手続に必要な書類
（3）許可申請手数料
6. 継続等の許可及び諸届出 …… 8
（1）継続許可申請
（2）変更許可申請
（3）屋外広告物出願者変更届
（4）屋外広告物管理者選任等届
（5）屋外広告物除却届
7. 安全管理及び管理者の設置 …… 9
（1）屋外広告物の安全管理
（2）屋外広告物の管理者
（3）有資格管理者の設置が必要な広告物
（4）有資格管理者の資格
8. 点検 …… 9
（1）屋外広告物の安全点検
（2）有資格点検者による点検が必要な広告物
（3）有資格点検者の資格
9. 適用除外広告物 …… 10
（1）許可地域、禁止地域、禁止物件でも許可を受けずに掲出できる広告物
（2）許可地域で許可を受けずに掲出できる広告物
（3）禁止地域で許可を受けて掲出できる広告物
（4）禁止地域、禁止物件で許可を受けて掲出できる広告物
（5）許可地域で許可基準の適用を受けずに掲出できる広告物
10. 適用除外の基準 …… 11
11. 地区指定 …… 12
（1）広告景観優良地区
（2）広告景観奨励地区
（3）広告物活用地区
（4）広告景観整備地区
12. 屋外広告業の登録制度 …… 13
（1）登録の必要な事業者
（2）登録申請の手続
（3）業務主任者の選任
（4）登録の拒否
（5）登録申請の手数料
（6）登録の有効期間
（7）登録後の義務
（8）登録の取消し等
13. 掲出の適正化に向けた取組、違反事実の公表制度 …… 16
14. 罰　則 …… 16
（1）屋外広告業関連
（2）屋外広告物関連
15. 経過措置 …… 17
16. 北海道景観審議会 …… 17
17. 広域的な広告景観の形成の取組 …… 17
18. 問い合わせ先（関係機関）一覧 …… 18
19. 許可事務等の権限移譲 …… 19

表紙の写真：周囲の景観に配慮した優良な屋外広告物（北海道屋外広告物コンクール・北海道知事賞受賞）

１．屋外広告物とは

「屋外広告物」とは、次の要件をすべて満たしているものをいいます（屋外広告物法第２条第１項）。

① 常時又は一定の期間継続して表示されるもの
② 屋外で表示されるもの
③ 公衆に表示されるもの
④ 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

（注）営利的な商業広告だけでなく、非営利的なものであっても、上記の要件をすべて満たせば屋外広告物となります。

道では、屋外広告物の適正な掲出を図るため、その材質や取付け方法等に応じて次の種類に区分しています。

屋外広告物	固定広告物	地上広告物	木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成され、土地に固定された状態で設置されたもの
		屋上広告物	建築物の屋上又は屋上の工作物に取り付けられたもの（階段室、昇降機塔その他これらに類する部分の壁面に表示されたものを含む。）
		壁面広告物	建築物その他の工作物の壁面に表示され、又は取り付けられたもの（壁面から突き出して装置されたものを含む。）
	簡易広告物	はり紙	紙製、ビニール製等のもので、建築物その他の工作物又はこれら以外の物件にはり付けられたもの
		はり札	小型簡易なもので、建築物その他の工作物又はこれら以外の物件に容易に取りはずすことができる状態で取り付けられたもの
		立看板	容易に取りはずすことができる状態で立てられ、又は建築物その他の工作物若しくはこれら以外の物件にたてかけられたもの
		アドバルーン広告物	気球を利用して表示されたもの
		広告幕 広告網	建築物その他の工作物若しくはこれら以外の物件に懸垂され、若しくは添架されたもの又は電柱等を利用して空中に掲出されたもの
		のぼり旗	布等をさおその他の棒状の物件に取り付けて作成されたもので、単独で立てられ、又は建築物その他の工作物若しくはこれら以外の物件に取り付けられたもの
		電柱広告物	電柱その他これに類するものを利用して装置されたもの
	移動広告物	広告車	外面に広告を表示し、又は装置して、営業宣伝を目的として移動する自動車

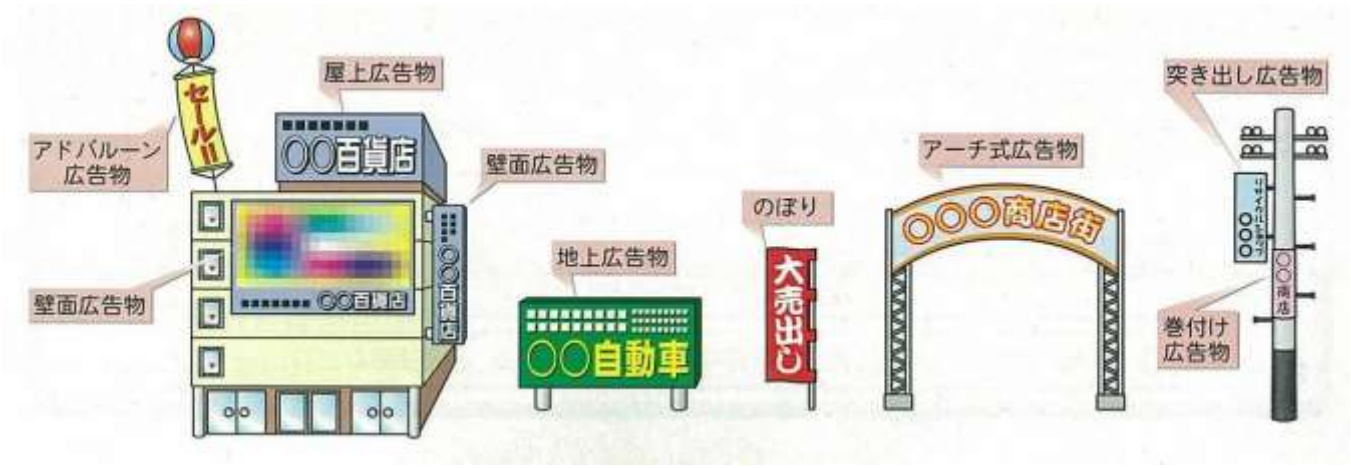

2．北海道屋外広告物条例の概要

北海道屋外広告物条例では、良好な景観の形成･風致の維持･公衆に対する危害の防止のため、地域の特性に合わせた規制を行っています。（札幌市、函館市、旭川市及び小樽市の区域並びに北広島市の一部の区域（北広島市ボールパーク地区等）は、道条例が適用されません。）

規制を受ける地域には、禁止地域と許可地域があります。

禁止地域は、良好な景観の形成･風致の維持などが特に必要な地域で、原則として広告物の掲出ができない地域です。

また、許可地域は、良好な景観の形成･風致の維持などのため、広告物を掲出する場合の基準を定め、原則として総合振興局長又は振興局長（又は知事）の許可を必要とする地域です。

このほか、どのような場合も掲出できない禁止広告物、また、原則として広告物を掲出できない物件が定められています。

［ 規　制　等　の　内　容 ］

許 可 地 域（許可基準は4～6ページ、許可申請手続は7ページ）

第1種許可地域　第2種許可地域　第3種許可地域
第4種許可地域　第5種許可地域　第6種許可地域

※許可地域の種類に応じて、掲出できる広告物の大きさの限度（許可基準）が異なります。

有資格管理者の設置義務（9ページ）	一定規模（表示面積）以上の広告物を掲出する場合には、その安全性及び適正な広告物の管理体制を確保するため、有資格管理者の設置を義務付けています。

禁 止 広 告 物
（許可地域及び禁止地域以外の地域も含め全ての場合に適用）

①著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したもの
②著しく破損し、又は老朽したもの
③倒壊又は落下のおそれのあるもの
④信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれのあるもの
⑤道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの
⑥電柱･消火栓標識への掲出が禁止される広告物
はり紙、はり札等、広告旗、立看板等

適用除外広告物
（10～11ページ）

①許可地域、禁止地域、禁止物件でも許可を受けずに掲出できるもの
②許可地域で許可を受けずに掲出できるもの
③禁止地域で許可を受け掲出できるもの

ほか

禁 止 物 件
（原則として掲出できないもの）

①街路樹、路傍樹、記念保護樹木
②煙突、ガス･油タンク
③銅像、記念碑
④送電塔、送受信塔
⑤橋りょう、その他の高架構造物、トンネル、分離帯
⑥信号機、照明灯、道路標識、歩道さく、防護さく、 防雪さくその他これらに類するもの
⑦消火栓、火災報知機、火の見やぐら
⑧郵便･信書便差出箱、公衆電話ボックス、変圧塔
⑨発電用風力設備
⑩景観重要建造物･樹木

禁 止 地 域（原則として掲出できない地域）
第1種禁止地域　第2種禁止地域

優れた広告景観の形成のための地区指定（12ページ）

条例違反の場合には公表･罰則があります。（16ページ）

屋外広告業の登録制度（13 ページ）	広告主から広告物の表示、設置に関する工事を請負い、屋外で公衆に表示することを「業」として行う場合には、登録が必要です。（平成18年4月1日から開始）
その他（17ページ）	北海道景観審議会、経過措置など

３．地域区分の考え方

(1) 禁止地域

禁止地域とは、良好な景観の形成･風致の維持などが特に必要な地域として、屋外広告物はもとより、他の法令による規制との整合を図りながら、北海道らしい景観や環境を保全する必要がある地域です。

① 自然環境の維持又は保全が必要な地域
② 良好な居住環境の保護が必要な地域
③ 歴史的又は学術的価値が高い地域や施設等
④ 外来者が訪れる交通の要所及び交通安全上規制が必要な地域
などです。

同じ禁止地域であっても、特に、他の法令により地域が定められている自然環境の保全や維持が必要な地域を第1種禁止地域とし、これ以外のものを第2種禁止地域として、2類型に区分しそれぞれの適用除外の基準を定めています。（詳細は11ページ）

(2) 許可地域

許可地域とは、広告物を掲出する場合に原則として総合振興局長又は振興局長（又は知事）の許可を必要とする地域です。

許可地域については、良好な景観の形成･風致の維持などのための許可基準が定められています。

地域の景観や環境に合わせた実効性のある規制を行うため、許可地域を
① 都市計画区域などの都市地域
② 自然公園などの自然地域
③ 道路及び道路や鉄道から展望できる地域 （いわゆる沿道沿線地域等）
に限定しています。

同じ許可地域であっても都市地域と自然地域では、守るべき景観や環境の内容を異にするため、許可地域がさらに6類型に区分され、それぞれの許可基準が定められています。（詳細は4ページ）

都市地域は、用途地域により第1種から第4種許可地域に分類されます。

自然地域は、原則として第5種許可地域に分類されます。

沿道沿線地域等は、第3種、第4種又は第6種許可地域に分類されます。

都市地域としての利用と自然地域としての利用が重複する場合の許可基準の適用についても定められています。

ある地域が許可地域の規定、禁止地域の規定の双方に該当する場合には、禁止地域としての規制が優先し、許可地域からは除かれます。

「風致」とは、自然美を意味します。
※ 都市計画法第9条第22項に定める「風致地区」の「風致」と同じ意味です。

4．許可基準

(1) 固定広告物の許可基準(地域別)

A=1面の表示面積　S=表示面積の計　H=高さ

地域区分	許可基準	
第1種許可地域 ■商業地域 ■近隣商業地域 ■準工業地域 □工業地域 ■工業専用地域	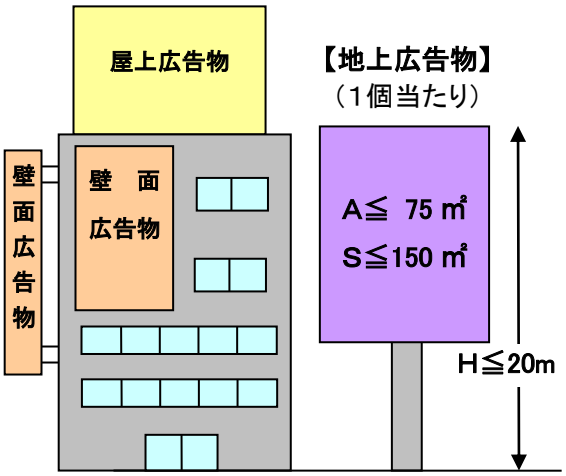 A=1面の表示面積　S=表示面積の計　H=高さ	【屋上広告物】(1個当たり) S≦300㎡ 広告物の高さは、地上から広告物の上端までの高さが20mを超える場合は、建物の高さの2/3又は屋上取付け面から20mのうち、小さい数値以下 【壁面広告物】 一つの取付け面の表示の総和がその面の1/3又は50㎡のいずれか小さい数値 (150 ㎡以下は 1/3 以内 150 ㎡以上は 50 ㎡以内)
第2種許可地域 □第1種住居地域 □第2種住居地域 □準住居地域 □建築基準法第6条第1項第4号指定地域等 □その他知事が指定する地域または場所	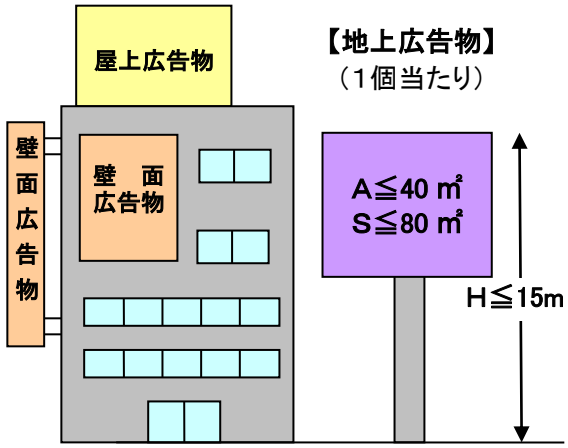 A=1面の表示面積　S=表示面積の計　H=高さ	【屋上広告物】(1個当たり) S≦150㎡ 広告物の高さは、地上から広告物の上端までの高さが15mを超える場合は、建物の高さの2/3又は屋上取付け面から15mのうち、小さい数値以下 【壁面広告物】 一つの取付け面の表示の総和がその面の1/3又は50㎡のいずれか小さい数値 (150 ㎡以下は 1/3 以内 150 ㎡以上は 50 ㎡以内)
第3種許可地域 ■第1種低層住居専用地域(禁止地域を除く) ■第2種低層住居専用地域 □第1種中高層住居専用地域 □第2種中高層住居専用地域 ■田園住居地域 □用途地域又は建築基準法第6条第1項第4号指定地域等で高速自動車国道、自動車専用道路(一般国道に限る)から500m以内の展望できる地域	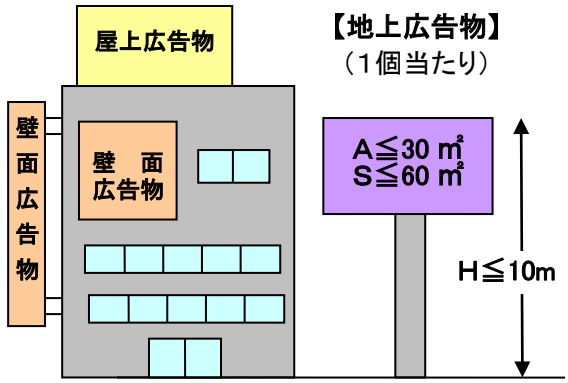 A=1面の表示面積　S=表示面積の計　H=高さ	【屋上広告物】(1個当たり) A≦ 75㎡ S≦150㎡ 広告物の高さは、地上から広告物の上端までの高さが10mを超える場合は、建物の高さの2/3又は屋上取付け面から15mのうち、小さい数値以下 【壁面広告物】 一つの取付け面の表示の総和がその面の1/3又は50㎡のいずれか小さい数値 (150 ㎡以下は 1/3 以内 150 ㎡以上は 50 ㎡以内)

(注) 数値は、各地域の物件ごとの最大値

(注) 広告物の高さには付属する照明等も含む

A=1面の表示面積　S=表示面積の計　T＝1事業所あたりの合計　H＝高さ

地域区分	許可基準	
第4種許可地域 □用途地域を除く都市計画区域 □高速自動車国道、自動車専用道路（一般国道に限る）、新幹線鉄道から500mを超え展望できる地域（用途地域等を除く） □国道、道道、鉄道から100mを超え展望できる地域（用途地域等を除く）	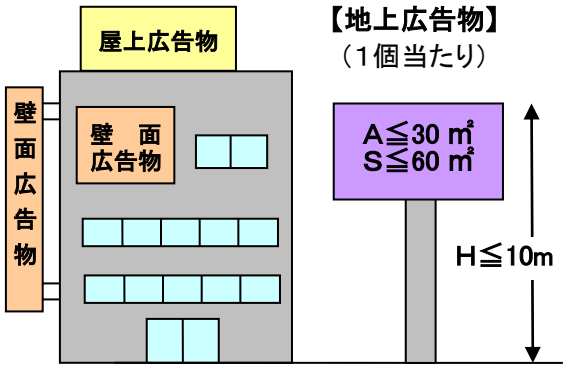 A=1面の表示面積　S=表示面積の計　H=高さ	【屋上広告物】（1個当たり） A≦30㎡ S≦60㎡ 広告物の高さは、地上から広告物の上端までの高さが10mを超える場合は、建物の高さの2/3又は屋上取付け面から10mのうち、小さい数値以下 【壁面広告物】 一つの取付け面の表示の総和がその面の1/3又は30㎡のいずれか小さい数値 （90㎡以下は 1/3 以内 90㎡以上は 30 ㎡以内）
第5種許可地域 □環境緑地保護地区（一部） 〔水光園（帯広市）〕 □国立公園、国定公園、道立自然公園の普通地域（用途地域を除く）	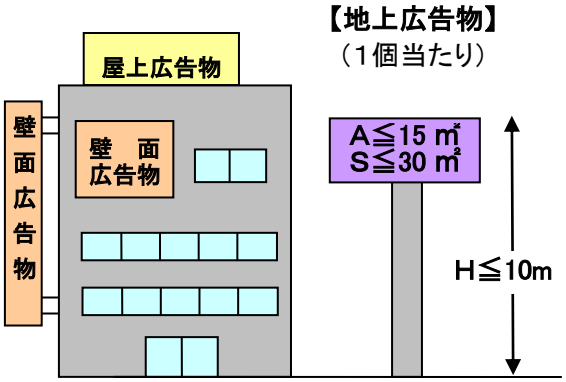 A=1面の表示面積　S=表示面積の計　H=高さ	【屋上広告物】（1個当たり） A≦15㎡ S≦30㎡ 広告物の高さは、地上から広告物の上端までの高さが10mを超える場合は、建物の高さの2/3又は屋上取付け面から10mのうち、小さい数値以下 【壁面広告物】 一つの取付け面の表示の総和がその面の1/3又は30㎡のいずれか小さい数値 （90㎡以下は 1/3 以内 90㎡以上は 30 ㎡以内）
第6種許可地域 □国道、道道、鉄道から100m以内の展望できる地域（用途地域等を除く） □旭川空港の付近（禁止地域及び旭川市の区域を除く） （この地域において許可されるのは、右のいずれかの場合のみです。）	◆自家用広告物 自己の事務所又は営業所に表示し、又は設置する自己の事業若しくは営業の所在、名称、内容、商標又は販売する商品の名称若しくは内容を表示するものをいいます。 （適用除外の規定と同じです。）	広告物の種類（固定、簡易）に係わらず 1事業所当たりの表示面積の合計 S≦30㎡（1個当たり） T≦30㎡ H≦10m 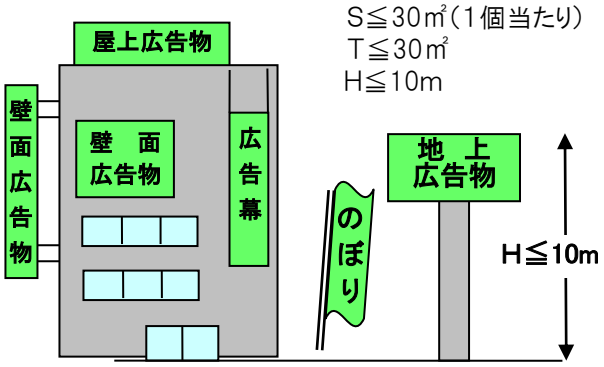 A=1面の表示面積　S=表示面積の計 T=1事業所あたりの合計　H=高さ
	◆案内用広告物 「施設等」への案内を目的とする広告物又はこれを掲出する物件をいいます。	A≦3.5㎡　S≦7㎡　H≦6m 個　　数：4個以下 相互間距離：同一施設等の案内用広告物は500m以上離すこと 設置位置：施設等から5km以内に設置すること 表示方法：案内を行うのに必要最小限の事項とすること

（注）数値は、各地域の物件ごとの最大値　　（注）広告物の高さには付属する照明等も含む

(2) 固定広告物の許可基準(備考)

種類	基　準　等
地　上 広告物	アーチ式広告物(道路等を横断して設置されるものをいう。)の基準 ・横断する部分の高さ　歩道上:H≧3m 車道上:H≧4.5m
屋　上 広告物	階段室、昇降機塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分(以下「屋上構造物」という。)に設置する場合には、当該屋上構造物の高さは、建築物の高さに算入されず屋上広告物の高さに算入されます。
壁　面 広告物	①　建築物等の壁面から突き出して設置する場合の基準 ・出幅≦1.5m ・下端の高さ　歩道上:H≧3m 車道上:H≧4.5m ②　壁面広告物の面積は、文字、記号又は商標が表示されている部分の面積にこれらと意匠上一体となっている部分の面積を加えたものです。

○屋上広告物の高さ

第1種許可地域の場合

広告物の高さは、地上から広告物の上端までの高さが 20mを超える場合は、建物の高さの 2/3又は屋上取付け面から 20mのうち、小さい数値以下

(注)「建築物の高さ」とは、建築基準法施行令第2条第1項に定めるものをいいます。

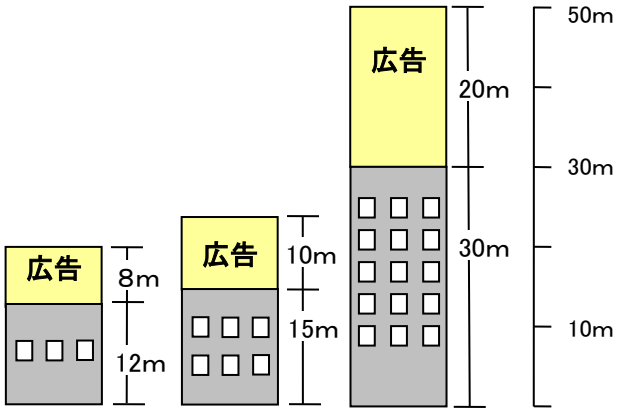

(3) 簡易広告物の規格(許可地域共通)

立看板	電柱広告物(電柱及び消火栓標識等を利用する広告物)			広告幕・広告網 アドバルーン広告物
	巻付け広告物	突き出し広告物	消火栓標識の場合	
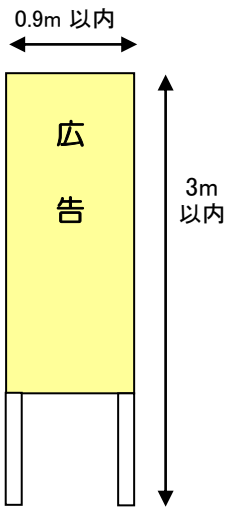 道路と平行に立てかけられるものであること	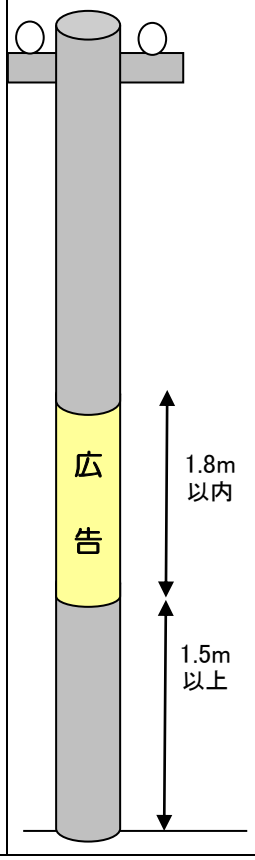	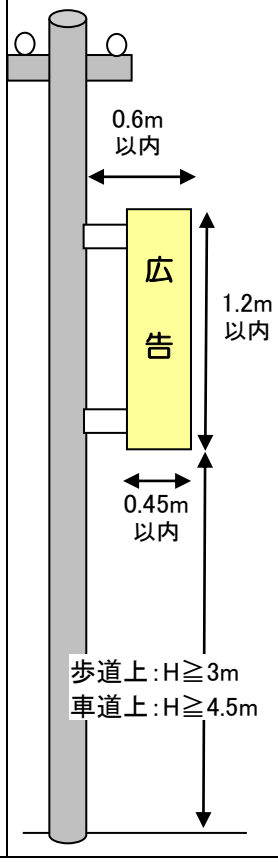	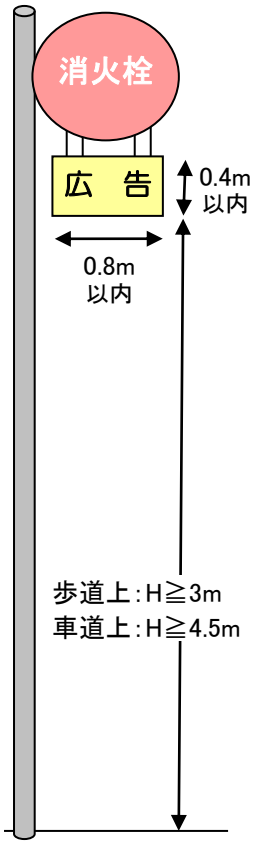	(広告幕・広告網) 広告物の下端の高さ 歩道上:H≧3m 車道上:H≧4.5m 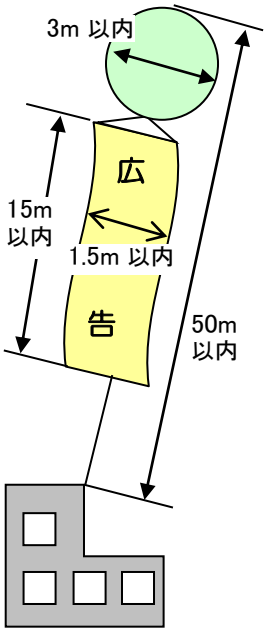

5．許可申請手続

許可地域内については、基準に合致する物件は許可を受けることにより、掲出することができます。

掲出しようとする場所を管轄する道（総合）振興局（一部については道庁）、市町村（許可権限移譲市町村に限る。）で許可申請の手続を行って下さい。

（1）屋外広告物を掲出する場合の手続の流れ

設置計画の立案 …… ○広告物の仕様（大きさデザイン、形状など）の検討、掲出場所の検討

↓

計画（案）の立案 …… ○掲出予定地の条例上の許可基準の確認
…… ○関係する法令の確認
- ・建築基準法に基づく確認申請（高さ4mを超える場合）
- ・道路法に基づく占用許可（道路上に設置する場合）
- ・自然公園法及び北海道自然公園条例に基づく許可又は届出（自然公園の地域内に設置する場合）
- ・その他自然環境保全法、北海道自然環境等保全条例に基づく許可又は届出、都市計画法に基づく地区計画の届出、農地法に基づく転用の許可又は届出、道路交通法に基づく道路使用許可などがあります。

↓ 関係法令に全て適合する場合

許可申請 …… ○許可申請書及び添付書類の作成
…… ○関係法令等の手続

※　許可申請等様式は、道建設部・総合振興局又は振興局の窓口（18ページ参照）に備えているほか、道のホームページからダウンロードできます。
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/mdr/koukoku/youshiki.html

↓

許可

↓

工事の着手 …… （注）許可を受ける前に工事の施工は、行わないでください。
場合によっては、工事の中止を命じることがあります。

↓

許可済証の貼付

※　許可を受けた後も、手続（許可、届出）が必要となる場合があります。
（詳しくは、8ページを参照願います。）

（2）許可申請手続に必要な書類

※「○」は必要、「×」は不要、「△」は必要に応じて

提出書類		新規	変更	継続
① 許可申請書（正副2通）		許可申請書	変更許可申請書	継続許可申請書
② 添付書類（正副2通）	ア 付近見取図（掲出場所を示す図面等（第1・2種禁止地域及び第6種許可地域に掲出する案内用広告物については、個数及び距離を示す図面））	○	△（注1）	×
	イ 仕様書及び図面（形状、寸法、意匠等を示すもの）	○	△（注1）	×
	ウ 土地・建築物等に関する承諾書（屋外広告物を設置・表示する場所や物件が他人の所有又は管理に属するときは必須）	○	△（注1）	△（注1）
	エ 管理者資格等を証する書面	○	△（注1）	○（注3）
	オ 屋外広告物点検結果報告書	×	△（注2）	○
	カ 点検者の資格を証する書面	×	△（注2）	○（注3）
	キ 広告物のカラー写真	×	△（注2）	○
③ 北海道収入証紙貼付用紙		△（注4）	△（注4）	△（注4）

注1：変更事項がある場合必須（ア・イは変更前と変更後が明確に示されてされているもの。ウ、エは変更後のもの）
注2：変更申請に係る手数料の算定を表示面積の全てに行う場合は、継続申請と同じ添付書類が必要
注3：固定広告物であって1つの広告物の表示面積が 10 ㎡を超えるものに限る
注4：書面で申請する場合に限る
※代理人が許可申請手続を行なう場合は、上記書類に加えて委任状が必要

（3）許可申請手数料

種別／許可期間	区分		金額	種別／許可期間	区分	金額
固定広告物（3年以内）	照明装置等のないもの	表示面積5㎡につき	1,300 円	アドバルーン広告物（15 日以内）	1個につき	1,700 円
	照明装置等のあるもの	表示面積5㎡につき	1,900 円	広告幕・広告網・のぼり・旗（1月以内）	1枚につき	650 円
立看板（1月以内）	1 枚 に つ き		910 円	はり札（1年以内）	1枚につき	220 円
電柱広告物（1年以内）	1 個 に つ き		300 円	はり紙（1月以内）	50 枚につき	300 円
アーチ式広告物（3年以内）	照明装置等のないもの	1基につき	3,800 円	広告車（1月以内）	1台につき	1,900 円
	照明装置等のあるもの	1基につき	5,400 円	（注）詳細については、申請先の総合振興局又は振興局の建設指導課へお問い合わせください。		

６．継続等の許可及び諸届出

(1) 継続許可申請

許可を受けて表示又は掲出している広告物について、許可期間満了後も引き続き掲出しようとする場合に必要な手続です。時期が近づきましたら、速やかに手続を行ってください。

[提出書類]
① 屋外広告物継続許可申請書(正副2部、管理者の欄は、変更がない場合も記載してください。)
② 有資格管理者の資格等を証する書面(有資格管理者の設置が必要な広告物に限る)
③ 屋外広告物点検結果報告書(申請前3月以内に点検したもの)
④ 有資格点検者の資格等を証する書面(有資格点検者による点検が必要な広告物に限る)
⑤ カラー写真(①全体の状態、②表示面(複数の表示面を有する場合はそれぞれの面)、③結合部・基礎の状態、が把握できる写真で、申請前3月以内に撮影したもの)
⑥ 必要に応じ提出するもの
ア 承諾書又は許可書の写し(広告物を掲出する場所又は物件が他人の所有又は管理に属する場合であって、当初許可申請の際に添付した承諾又は許可の有効期間が満了している場合。)
イ 総合振興局長又は振興局長(又は知事)が必要と認める書類
⑦ 北海道収入証紙貼付用紙(書面で申請する場合で、申請する広告物の面積等に応じた金額を貼付したもの)

(2) 変更許可申請

許可を受けて表示又は掲出している広告物の態様等について、許可の有効期間中に変更する場合に必要な手続です。

[変更許可申請が必要な場合]
・表示内容の全部又は一部を変更する場合
・掲出場所を移転する場合
・許可を受けている広告物に新たな広告物を追加する場合
・表示内容の一部変更に併せ、広告物を追加する場合
・広告物の表示内容を縮小する場合
・掲出している広告物に新たに照明装置を取り付ける場合　など

[提出書類]
① 屋外広告物変更許可申請書(正副2部)
② 次の書類のうち変更した内容が分かるもの
ア 付近見取図
イ 形状、寸法、材料、構造、色彩及び表示の方法に関する仕様書及び図面
ウ 有資格管理者の資格等を証する書面
③ 必要に応じ提出するもの
ア 承諾書又は許可書の写し
イ 屋外広告物点検結果報告書
ウ 知事(総合振興局長又は振興局長)が必要と認める書類
④ 北海道収入証紙貼付用紙(書面で申請する場合で、申請する広告物の種類・面積に応じた金額を貼付したもの)

(3) 屋外広告物出願者変更届(正副2部を変更があった日から5日以内に提出してください)

・氏名又は住所に変更があった場合(法人の場合は名称、事務所の所在地、代表者の氏名など)
・広告物又は広告物を掲出する物件の所有権を承継した場合

(4) 屋外広告物管理者選任等届(正副2部)

・管理者を新たに設置した場合又は変更した場合
・管理者の氏名又は住所を変更した場合(法人の場合は名称、事務所の所在地、代表者の氏名など)

(5) 屋外広告物除却届(正副2部・除却後の写真を添付)

許可を受けている広告物又は広告物を掲出する物件を除却した場合に提出が必要となります。
特に、許可期間が満了した場合は、5日以内に除却するとともに、速やかに、除却後の写真を添付の上、当該届出を提出してください。

7．安全管理及び管理者の設置

(1) 屋外広告物の安全管理

広告物を掲出するすべての者は、補修その他の必要な管理を行い、良好な状態を保持することが義務づけられています。広告物を掲出する皆さんは、日常的な安全確認や定期的に適切な点検を行い、広告物の安全管理を徹底してください。

(2) 屋外広告物の管理者

広告物又は広告物を掲出するための物件を設置する場合には、広告車又は簡易広告物である場合を除き、道内に住所を有する管理者の設置が必要です。

(3) 有資格管理者の設置が必要な広告物

固定広告物であって1つの広告物の表示面積が10㎡を超えるもの(ただし、壁面等に直接ペンキ等で描かれた壁面広告物は除かれます。)については、次の資格を有する管理者(以下「有資格管理者」という。)の設置を義務づけています。

(4) 有資格管理者の資格

道内に住所を有し、かつ、次の資格を有する方が有資格管理者になれます。(法人が管理者となる場合は、道内に事務所を有し、かつ、道内に住所がある次の資格を有する方を雇用していなければなりません。)

① 国土交通大臣の登録を受けた試験機関が行う「広告物の表示等に関し必要な知識について行う試験」に合格した者(屋外広告士)
② 1級広告美術仕上げ技能士
③ 建築士(1級又は2級)で屋外広告物講習会を修了した者
④ ネオン工事に係る特種電気工事資格者認定証の交付を受けた者で屋外広告物講習会を修了したもの
⑤ 電気主任技術者免状(第1種、第2種、第3種)の交付を受けた者で屋外広告物講習会を修了したもの
⑥ 屋外広告業者が営業所ごとに置く屋外広告物講習会修了者等

8．点検

(1) 屋外広告物の安全点検

広告主や、広告物の表示者、掲出物件の設置者、管理者等は、広告物又は掲出物件の損傷、腐食、その他の劣化の状況を定期的に点検しなければなりません。ただし、以下の広告物を除きます。

・移動広告物(広告車)
・簡易広告物(はり紙、はり札、立看板、アドバルーン広告物、広告幕　広告網、のぼり　旗、電柱広告物)

(2) 有資格点検者による点検が必要な広告物

許可を受けた固定広告物であって1つの広告物の表示面積が10㎡を超えるもの(有資格管理者の設置が必要な広告物)は、資格のある点検者(有資格点検者)による点検が必要です。ただし、壁面等に直接ペンキで描かれたものは必要ありません。

(3) 有資格点検者の資格

① 国土交通大臣の登録を受けた試験機関が行う「広告物の表示等に関し必要な知識について行う試験」に合格した者(屋外広告士)
② 1級広告美術仕上げ技能士
③ 建築士(1級又は2級)で屋外広告物講習会を修了した者
④ ネオン工事に係る特種電気工事資格者認定証の交付を受けた者で屋外広告物講習会を修了したもの
⑤ 電気主任技術者免状(第1種、第2種、第3種)の交付を受けた者で屋外広告物講習会を修了したもの
⑥ 屋外広告物点検技能講習修了者で屋外広告物講習会修了者

(注) 屋外広告物講習会については、北海道が行う講習会のほか都府県等が行う講習会も含みます。(15ページを参照願います。)

継続許可申請の際には点検者の資格等を証する書面の添付が必要となります。

９．適用除外広告物

日常生活や経済活動を行っていく上で最小限必要な広告物には、許可や禁止などの規定が適用されないものがあります。

区　分	対　象　物　件	摘　　要
(1) 許可地域、禁止地域、禁止物件でも許可を受けずに掲出できる広告物	他の法令の規定により表示又は設置するもの	公職選挙法、道路交通法、道路法、建設業法、建築基準法等に基づき表示又は設置するもの
	国、地方公共団体又は公共的団体がその事務又は事業に関して公共的目的をもって表示又は設置するもの	一定規模を超える場合は、条例に基づき協議が必要となります。
	寄贈者名（適用除外基準はP11）	公共上必要な施設又は物件に寄贈者名を表示するもの
	自家用広告物（適用除外基準はP11）	自己の事務所又は営業所にその所在、名称、内容、商標又は販売する商品の名称若しくは内容を表示するもの
	自己管理用（適用除外基準はP11）	自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示又は設置するもの
	催物に関するもの	講演会、展覧会、音楽会などの催物のためにその会場の敷地内に表示又は設置するもの
	工事現場の板塀、仮囲いに表示するもの	工事期間中に表示される壁面広告物で、営利を目的としないもの
	車両等に表示するもの	人、動物又は車両（広告車を除く）、船舶、航空機その他これらに類するものに表示又は設置するもの
	煙突、ガスタンク又は油タンクに表示するもの	壁面に直接表示された壁面広告物で、営利を目的としないもの
	発電用風力設備のナセル（プロペラ後部の発電機等を格納する部分）に表示するもの	ナセル以外の部分は禁止物件
	祭礼、その他慣例上やむを得ないもの	・社寺、教会等が臨時に祭典等の行事のため、掲出するもの ・地方の年中行事のために掲出するもの
	公共掲示板	地方公共団体が設置する公共掲示板に表示するもの
(2) 許可地域で許可を受けずに掲出できる広告物 （上記以外：禁止地域及び禁止物件は不可）	営利を目的としないはり紙、はり札の類	・政治団体、労働組合などの宣伝用に供するもの ・営利を目的としないと認められる会合及び催物類を掲示するもの
	表示期間が5日以内のもの	紙又は布製のものであって、同種類のものが継続しないもの
(3) 禁止地域で許可を受けて掲出できる広告物	案内用広告物 （適用除外基準=許可基準はP11）	・道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物で施設等への案内を目的とするもの ・公衆の利便に供することを目的とする広告物で公共的な民間施設への案内を目的とするもの
	広告車	走行中に破損するおそれがないもの
(4) 禁止地域、禁止物件で許可を受けて掲出できる広告物 (5) 許可地域で許可基準の適用を受けずに掲出できる広告物	社会活動上特に必要と認められるもの	審議会の意見を聴いて、社会活動上特に必要と認められ、許可を受けたもの

10. 適用除外の基準

A＝1面の表示面積　S＝表示面積　T＝表示面積の合計　H＝高さ

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="3">地　域　区　分</th><th colspan="4">基　　準</th></tr>
<tr><th>自家用広告物</th><th>案内用広告物</th><th>自己管理用広告物</th><th>寄贈者名</th></tr>
<tr><th>許可不要</th><th>要　許　可</th><th>許可不要</th><th>許可不要</th></tr>
<tr><td rowspan="2">第1種禁止地域</td><td>□風致保安林
□原生自然環境保全地域、
自然環境保全地域、
道自然環境保全地域
□環境緑地保護地区
（水光園を除く。）、
自然景観保護地区、
学術自然保護地区
□国立公園、国定公園、道立自然公園の特別地域（用途地域、道路敷地を除く。）</td><td>S≦5㎡
（1個当たり）

T≦10 ㎡
（1事業所当たり）

H≦5m</td><td>S≦3.5 ㎡

H≦5m

◆第1種・第2種禁止地域の共通事項（第2種禁止地域の欄を参照）

（注）地理等の案内板も同じ基準</td><td rowspan="3">A≦1㎡

H≦3m

固定広告物のみ</td><td rowspan="3">S≦0.5 ㎡かつ投影面の面積の20分の1以内</td></tr>
<tr><td>第2種禁止地域</td><td>□各市及び当別町の第1種低層住居専用地域（道路敷地を除く。）
□文化財及びその敷地内
□高速自動車国道及び自動車専用道路（一般国道に限る。）の区域並びにこれらから500m以内の展望地域（用途地域等を除く。）
□新幹線鉄道から500m以内の展望地域（用途地域を除く）
□都市公園
□旭川空港の付近（旭川市の区域を除く。）
□中標津空港の付近
□宮島沼（美唄市）、別寒辺牛湿原（厚岸町）、多和平（標茶町）、開陽台（中標津町）
□古墳、墓地及び火葬場
□官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、公立病院及び公衆便所の敷地内
□北広島市のうち、国道36号及びこれから展望できる地域（ただし、家屋のある場所を除く。）
□道道釧路空港線の路端から両側100m以内の地域</td><td>S≦10 ㎡
（1個当たり）

T≦10 ㎡
（1事業所当たり）

H≦5m</td><td>A≦3.5 ㎡
S≦7㎡
H≦5m
（総面積7㎡以内）

◆第1種・第2種禁止地域の共通事項
① 公共的な民間施設に限定
・病院等医療施設
・社会福祉事業施設
・学校・専修学校・各種学校
・博物館
② 個　数：4個以下
③ 相互間距離：
同一施設の案内用広告物は 500m以上離すこと
④ 設置位置：
施設から半径5km以内に設置すること
⑤ 発光装置又は照明装置の光源が点滅又は回転しないものであること。

（注）地理等の案内板も同じ基準</td></tr>
<tr><td>許可地域</td><td>□（第1種～第6種許可地域）</td><td>T≦10㎡
（1事業所当たり、各地域共通）
H≦地域の許可基準値
（4、5P参照）</td><td></td></tr>
</table>

11. 地区指定（優良な広告景観形成のための方策）

優れた取組を行っている地域（又は行おうとする地域）を知事が指定し、優良な広告景観の誘導や地域の特色ある取組を促進しています。

地区名称	地区の概要	指定の基準	備考
(1) 広告景観優良地区	地域において、進められている良好な広告景観の形成及び環境の保全に配慮した広告物の掲出を図るため、自主的な取組がされている地域でその保全等が必要と認められる地域	①市町村により良好な景観の形成又は環境の保全を図るための施策が特に講じられている区域 ②良好な景観の形成・風致の維持又は向上を図るため、住民等の自主的な協定が締結されている区域又は締結されることが確実であると認められる区域	［指定状況］ 白糠町白糠南通り商店街 （平成3年8月13日指定） 伊達市市役所通り商店街 （平成6年7月31日指定）
(2) 広告景観奨励地区	地域において、進められている良好な広告景観の形成及び環境の保全に配慮した広告物の掲出を図るため、自主的な取組を助長することで、優良な広告景観の形成が図られると認められる地域。	①市町村により良好な広告景観の形成等を図るための事項を含む景観施策が進められている地区 ②住民等により良好な広告景観の形成に寄与する事項を含む協定等が締結されている地区 ③市町村及び住民等により良好な広告景観の形成等を図ることを目的に含む協議会等が設置されている地区	［指定状況］ 美瑛町本通地区 （平成6年7月26日指定） 浦幌町コスミック商店街 （平成6年7月26日指定） 伊達市鹿島大町商店会 （平成7年8月23日指定） 鹿追町アートロード商店街 （平成8年11月26日指定） 上川町層雲峡地区 （平成9年11月17日指定） 八雲町本町商店街 （平成10年9月30日） 本別町銀河通り商店街 （平成11年1月27日指定） 室蘭市中島中央商店街 （平成11年8月24日指定）
(3) 広告物活用地区	許可地域において、活力ある街並みを維持する上で広告物が重要な役割を果たしている区域（店舗、飲食店、遊戯施設、映画館等の娯楽、飲食店系施設が集積する活気ある区域に掲出されている広告物が、その地域の活気を向上させ、その区域の雰囲気を形成する一構成要素となっている場合）を広告物活用地区として指定し、広告物に対する規制を緩和します。		未指定 （従前、旭川市の3・6地区を指定していましたが、旭川市が条例を定めたため道条例の適用の対象外となり、現在指定している区域はありません。）
(4) 広告景観整備地区	歴史的建造物が集積する地区、主要道路の沿道地区、駅前広場など地域の顔となるような地区で、良好な景観の形成が必要な地区を、広告景観整備地区として指定し、地域の特性を活かしたきめ細かい規制を行います。		未指定

（注）このほか、市町村等の要望に応じて、禁止地域や許可地域の指定も行っています。

12. 屋外広告業の登録制度

(1) 登録の必要な事業者

平成18年4月から、屋外広告業の登録制度が始まりました。道内(札幌市、函館市及び旭川市の区域を除く。)で屋外広告業を営もうとする方は、北海道知事の登録を受けることが必要です。登録を受けないと、北海道で営業を行うことができません。

なお、道内に複数営業所を有する事業者は、本社が複数営業所をまとめて登録してください。

◆屋外広告業とは(屋外広告物法第2条第2項)

広告主等からの依頼により、屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置を、業として行うものをいいます。

屋外広告物の表示又は掲出物件の設置をしない、広告代理業や屋外広告物の印刷、製作等を行うものは、屋外広告業に該当しません。

(注) 札幌市、函館市及び旭川市内において屋外広告業を営もうとする方は、それぞれの市での登録が必要です。

北海道内全域で営業を行う場合は、北海道、札幌市、函館市及び旭川市の4カ所に登録が必要です。(北海道以外の登録制度の窓口は、18 ページを参照願います。)

(2) 登録申請の手続

登録申請書に必要な添付書類を添え、営業所が所在する場所を管轄する総合振興局又は振興局(問合せ窓口は、18 ページを参照願います。)あて申請してください。

営業場所が全道又は複数の総合振興局若しくは振興局にまたがる場合は、主たる営業地域を管轄する総合振興局又は振興局へ申請してください。(郵送又は電子申請も可能です。)

【提出書類】

① 登録申請書(1通)

② 誓約書　登録申請者の誓約書の提出が必要です。

③ 略歴書　ア 法人で登録する場合は、役員全員の略歴書、法人自体の略歴書(法人の沿革を記載したもの)が必要です。

イ 未成年者が登録を受ける場合は、法定代理人の略歴書も必要です。

ウ 業務主任者の略歴書が必要です。

④ 登記事項証明書(登記簿謄本)

法人で登録する場合、個人が商号により登録を受ける場合は、登記事項証明書(登記簿謄本)が必要です。

⑤ 住民票の写し(北海道以外で住民票を登録している場合)

次の方の住民票の写しの提出が必要です。

ア 個人登録の場合は、登録申請者(未成年者の場合は、その法定代理人の住民票も必要)

イ 法人で登録する場合は、役員全員

ウ 業務主任者(個人・法人を問わず)

⑥ 業務主任者の資格を証明する書類

業務主任者が選任規定に該当する者であることを証明する書類(講習会修了証の写しなど)の提出が必要です。

※ 登録申請等様式は、道建設部・総合振興局又は振興局の窓口(20 ページ参照)に備えているほか、道のホームページからダウンロードできます。
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/mdr/tourokuannnai/annnaitop.html

(3) 業務主任者の選任

① 登録を受ける営業所ごとに業務主任者の選任が必要です。
業務主任者となるためには、次のいずれかに該当することが必要です。
ア 屋外広告物講習会の修了者(他の都府県等の屋外広告物講習会も含む。)
イ 国土交通大臣の登録を受けた試験機関が行う「広告物の表示等に関し必要な知識について行う試験」に合格した者(屋外広告士)
ウ 職業能力開発促進法に基づき、広告美術仕上げに関し、職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者、又は職業訓練を修了した者
エ 知事がア～ウと同等以上の知識を有すると認定した者

② 業務主任者は、広告物の表示及び掲出物件の設置に関する次の業務の総括に関することを行います。
ア 法令の遵守に関すること
イ 工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保に関すること
ウ 帳簿の記載に関すること
エ ア～ウのほか、業務の適正な実施の確保に関すること

(注) 業務主任者が必ずしもその営業所に専任であることを要しませんが、通常の勤務時間中は、その営業所の業務に随時従事できる場合は、併任できることとなります。

(4) 登録の拒否

次のいずれかに該当する場合は、登録を受けることができません。
① 登録申請書、添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載、重要な事実の記載が欠けているとき
② 登録の取消しを受けてから2年を経過しない者
③ 法人である屋外広告業者が登録を取り消された場合において、その処分日前30日以内にその屋外広告業者の役員であった者で、処分日から2年を経過しないもの
④ 営業停止命令を受け、その停止期間が経過しない者
⑤ 北海道屋外広告物条例、屋外広告物法に基づく他の地方公共団体の条例又はこれらに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
⑥ 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が②～⑤又は⑦のいずれかに該当するもの
⑦ 法人の役員のうちに②～⑤のいずれかに該当する者があるもの
⑧ 営業所ごとに業務主任者を選任していない者

(5) 登録申請の手数料

登録申請にあたっては、手数料として新規申請、更新申請とも1万円の手数料が必要です。
書面で登録申請する場合は、北海道収入証紙を「北海道収入証紙売りさばき所」で購入し、登録申請書に貼ってください。(「北海道収入証紙売りさばき所一覧」は、北海道出納局のホームページ「https://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/cut/syoushi.html」で確認いただけます。)
電子申請システムで登録申請する場合は、クレジットカード又はPay-easyにより納付してください。

(6) 登録の有効期間

登録の有効期間は、5年です。
有効期間が満了した後も引き続き屋外広告業を営む場合には、有効期間満了の日の90日前から30日前までに更新の登録申請を行ってください。

(7) 登録後の義務

① 標識の掲示

営業所ごとに公衆の見やすい場所に、登録番号等を記載した標識を掲げなければなりません。

② 帳簿の備付け

1件ごとに注文者の氏名及び住所、広告物の表示等の場所等を記載した帳簿を作成し、営業所に備え付けなければなりません。

屋外広告業者の事業年度の最終日に閉鎖し、その後5年間保存しなければなりません。

帳簿は、フロッピーディスクなど電子媒体で記録することも可能です。

③ 変更の届出(1通)

登録事項に変更があったときは、30日以内に届出を行わなければなりません。

④ 廃業等の届出(1通)

北海道の区域内で屋外広告業を廃止した場合などには、30日以内に廃業等の届出を行わなければなりません。

(8) 登録の取消し等

屋外広告業者が次のいずれかに該当するときは、登録の取消し又は営業の全部・一部の停止(6カ月以内)を命ずることがあります。

① 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき

② 登録拒否事由((4)登録の拒否)に該当することとなったとき

③ 登録事項の変更届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき

④ 北海道屋外広告物条例、屋外広告物法に基づく他の地方公共団体の条例又はこれらに基づく処分に違反したとき

◆屋外広告物講習会

屋外広告業を営む方の技術の向上や知識の修得を目的に、都道府県、政令市及び中核市が定める条例に基づき、毎年開催されるものです。

講習科目については、概ね次のとおりです。

① 屋外広告物に関する法令

② 屋外広告物の表示に関する事項

③ 屋外広告物の施工に関する事項

道の受講申込み先は、道庁建設部ですので、直接お申し込みください

(受講申込先・問合せ先は18ページを参照願います)。

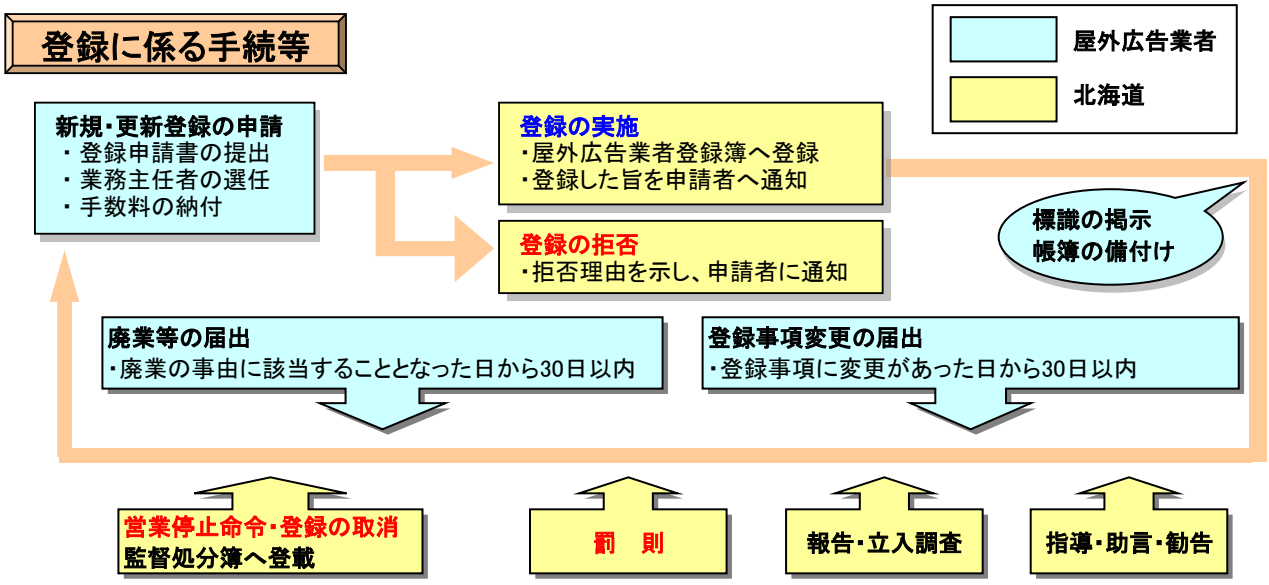

13. 掲出の適正化に向けた取組、違反事実の公表制度

条例に違反する広告物の是正に向けて、地域や路線を定め、地域における掲出状況の実態の把握に努めており、違反広告物を発見した場合には、その広告主、設置者及び管理者に対し改修、移転、除却などの指導を行っています。

指導に応じない者に対し除却等の措置命令を行った場合、その実効性の確保を図るため、違反事実や氏名等を公表します。

さらに、強制的に除却することや罰則が適用されることがあります。

また、違反の「はり紙」、「はり札等」、「広告旗」、「立看板等」の除却事務の処理権限を全市町村に移譲しており、さらに、許可に関する事務などの処理権限についても移譲を進め、市町村と北海道が連携を図り屋外広告物の規制を適正に実施していくこととしています（市町村の問い合わせ窓口は、19ページを参照願います）。

これらの取組を通じ、より一層美しい景観の形成や保全に取り組んでいきます。

14. 罰則

（1）屋外広告業関連

違　反　の　内　容	罰　則
① 登録を受けないで屋外広告業を営んだ者 ② 不正の手段により登録を受けた者 ③ 営業の停止命令に違反した者	1年以下の懲役又は 50万円以下の罰金
④ 登録事項の変更届出をせず、又は虚偽の変更届出をした者 ⑤ 営業所ごとに業務主任者を選任しなかった者	30万円以下の罰金
⑥ 知事の報告の求めに応じない者、虚偽の報告をした者 ⑦ 営業所等の立入検査を拒む者、妨げる者、忌避した者、質問に陳述をしない者、虚偽の陳述をした者	20万円以下の罰金
⑧ 廃業等の届出を怠った者 ⑨ 標識の掲示をしない者 ⑩ 営業所ごとに帳簿を備えない者、記載しない者、虚偽の記載をした者、保存しなかった者	5万以下の過料

（2）屋外広告物関連

違　反　の　内　容	罰　則
① 知事の許可を受けないで広告物を掲出した者 ② 禁止地域又は禁止物件に広告物を掲出した者 ③ 公衆に危害を及ぼすおそれのある広告物を掲出した者 ④ 改修、移転、除却その他必要な措置の命令に従わなかった者	50万円以下の罰金
⑤ 広告物に許可証を貼付していない者 ⑥ 変更又は継続の許可を受けずに広告物を掲出している者 ⑦ 出願者の変更の届出をしなかった者 ⑧ 許可期間満了後又は許可の取消し後において広告物を除却しない者	30万円以下の罰金
⑨ 知事の報告の求めに応じない者、虚偽の報告をした者 ⑩ 営業所等の立入検査を拒む者、妨げる者、忌避した者	20万円以下の罰金

15. 経過措置

道では、地域の要望や関係法令との整合を保つため、必要に応じ新たに禁止地域や許可地域の指定を行うことがあります。

その際、新たな基準に合わなくなった屋外広告物（既存不適格広告物）について、その既得権を保護尊重するため、屋外広告物の種類に応じて、是正を一定の期間猶予しています。

広告物の種類等		猶予期間
① 簡易広告物及び移動広告物		1 年 間
② 固定広告物（自家用広告物を除く）	高さが4m以下のもの	2 年 間
	高さが4mを超えるもの	6 年 間
③ 固定広告物（自家用広告物に限る）		6 年 間

（注）このほか地域指定等により新たに許可が必要となる場合の猶予期間は、地域指定等のあった日から3ケ月以内としています。

16. 北海道景観審議会

屋外広告物は、見る人によって感じ方や受け止め方が異なるという主観的要素や、表現の自由という基本的人権の問題とも深くかかわるものであるため、その誘導や規制のあり方などについては、広く意見を聴きながら慎重に進めなければなりません。

このため、北海道では、学識経験者等からなる「北海道景観審議会」を設置し、屋外広告物に関する重要事項については、この審議会で審議をしながら施策を進めることとしています。

17. 広域的な広告景観の形成の取組

広域的な広告景観の形成を図るため、次の地域において屋外広告物に関するガイドラインを策定し、良好な景観づくりを目指して取組を進めています。

羊 蹄 山

○羊蹄山麓景観広告ガイドライン（平成22年3月策定）

羊蹄山麓地域の美しい景観を守り育てることを目的として、景観と調和した広告・サインの目指すべき姿を指針として、地域の方々と協働で策定しました。

〈対象地域〉 羊蹄山麓7町村（蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町）

〈内　　容〉 詳細は、後志総合振興局のホームページをご覧ください。

URL … https://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/kk/okk/ksd/adsignh24.html

○新千歳空港アクセス沿道景観形成ガイドライン（平成24年4月改訂）

北海道の空の玄関口である新千歳空港周辺地域における良好な景観形成を推進するため、平成9年に関係機関による協議会で策定しました。

また、（仮称）新千歳空港インターチェンジの供用開始など周辺環境の変化に伴い、アクセス道路や空港敷地内で屋外広告物の掲出が見込まれることから、平成24年にエリア等の改訂をしました。

〈対象地域〉 新千歳空港周辺（千歳市、苫小牧市の一部）

〈内　　容〉 詳細は、建設部都市計画課のホームページをご覧ください。

URL … https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/mdr/koukoku/koukoku.html

18. 問合せ先（関係機関）一覧

道内においては、北海道、札幌市、函館市、旭川市、小樽市及び北広島市が屋外広告物条例を定めています。

札幌市、函館市、旭川市及び小樽市の区域並びに北広島市の一部の区域（北広島市ボールパーク地区等）で屋外広告物を掲出する場合は、それぞれの市が定める屋外広告物条例が適用されます。

この4市を除く道内で屋外広告物を掲出する場合は、北海道屋外広告物条例が適用されます。

また、許可に関する事務を権限移譲している市町村の区域内で屋外広告物を掲出する場合は、それぞれの市町村の屋外広告物担当課へ許可申請を行ってください。権限移譲していない市町村の区域内の場合は、これまでどおり、その地域を管轄する総合振興局又は振興局に申請をしてください。

なお、権限移譲をしている市町村においては、独自の手数料額を定めている場合がありますので、各市町村の担当者にご確認ください（市町村の問い合わせ窓口は、19ページを参照願います）。

(1) 総合振興局又は振興局：建設指導課　主査（まちづくり）

	住　　所	電 話(直通)
空知総合振興局	068-8558　岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0069
石狩振興局	060-8558　札幌市中央区北3条西7丁目（道庁別館6F）	011-204-5833
後志総合振興局	044-8588　虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1375
胆振総合振興局	051-8558　室蘭市海岸町1丁目4－1	0143-24-9595
日高振興局	057-8558　浦河郡浦河町栄丘東通56号	0146-26-7990
渡島総合振興局	041-8558　函館市美原4丁目6番16号	0138-47-9468
檜山振興局	043-8558　檜山郡江差町字陣屋町336-3	0139-52-6630
上川総合振興局	079-8610　旭川市永山6条19丁目	0166-46-5949
留萌振興局	077-8585　留萌市住之江町2丁目1－2	0164-42-8452
宗谷総合振興局	097-8558　稚内市末広4丁目2－27	0162-33-2959
オホーツク総合振興局	093-8585　網走市北7条西3丁目	0152-41-0644
十勝総合振興局	080-8588　帯広市東3条南3丁目	0155-26-9051
釧路総合振興局	085-8588　釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9194
根室振興局	087-8588　根室市常磐町3丁目28番地	0153-23-6835

(2) 道庁：建設部まちづくり局都市計画課景観係

住　　所	代 表 電 話	内　線
060-8588　札幌市中央区北3条西6丁目	011-231-4111	29-827

(3) 札幌市、函館市、旭川市、小樽市及び北広島市の窓口

	担 当 部 署	住　　所	電　話
札幌市	建設局総務部道路管理課	060-0001　札幌市中央区北1条西2丁目	011-211-2452
函館市	都市建設部まちづくり景観課	040-8666　函館市東雲町4番13号	0138-21-3389
旭川市	建築部建築総務課	070-8525　旭川市6条通10丁目	0166-25-9708
小樽市	建設部新幹線・まちづくり推進室	047-8660　小樽市花園2丁目12番1号	0134-32-4111
北広島市	企画財政部都市計画課	061-1192　北広島市中央4丁目2番地1	011-372-3311

(4) 関係団体

条例に基づく「屋外広告物講習会」の開催など北海道の良好な景観形成及び産業経済の繁栄に寄与することを目的に屋外広告業者で構成された全道的団体です。

（一社）北海道屋外広告業団体連合会
060-0061　札幌市中央区南1条西17丁目
白樺ビル　　電話011-621-2393

19. 許可事務等の権限移譲

道においては、市町村と北海道が連携を図り屋外広告物の規制を適正に実施するため、許可に関する事務などの処理権限を、市町村への移譲を進めています。

次の市町村の区域内で屋外広告物を掲出する場合は、それぞれの市町村の屋外広告物担当課へ許可申請を行ってください。

なお、これらの市町村においては、独自の手数料額を定めている場合があり、また、市町村の手数料は、北海道収入証紙では納付できませんので、各市町村の担当者にご確認ください。

地域	市町村名	担当	住所	電話(代表)
空知	美唄市	都市整備部 都市建築住宅課	072-8660 美唄市西3条南1丁目1番1号	0126-62-3131
	奈井江町	建設環境課	079-0392 空知郡奈井江町字奈井江11番地	0125-65-2111
後志	島牧村	企画課	048-0621 島牧郡島牧村字泊83-1	0316-75-6211
	共和町	環境整備課	048-2292 岩内郡共和町南幌似38番地の2	0135-73-2011
胆振	登別市	都市整備部 都市政策グループ	059-8701 登別市中央町6丁目11番地	0143-85-2111
渡島	北斗市	建設部 都市住宅課	049-0192 北斗市中央1丁目3番10号	0138-73-3111
	松前町	建設水道課	049-1592 松前郡松前町字福山248番地	0139-42-2275
	森町	建設課	049-2393 茅部郡森町字御幸町144番地1	01374-2-2181
檜山	奥尻町	建設水道課	043-1498 奥尻郡奥尻町字奥尻806番地	01397-2-3111
上川	美瑛町	建設水道課	071-0292 上川郡美瑛町本町4丁目6番1号	0166-92-1111
	上富良野町	建設水道課	071-0596 空知郡上富良野町大町2丁目2番11号	0167-45-6981
	和寒町	産業振興課	098-0192 上川郡和寒町字西町120番地	0165-32-2421
	剣淵町	建設課	098-0392 上川郡剣淵町仲町37番1号	0165-34-2121
	下川町	建設水道課	098-1206 上川郡下川町幸町63番地	01655-4-2511
	美深町	建設水道課	098-2252 中川郡美深町字西町18番地	01656-2-1611
	音威子府村	経済課	098-2501 中川郡音威子府村字音威子府444	01656-5-3311
	中川町	環境整備課	098-2892 中川郡中川町字中川337番地	01656-7-2811
留萌	苫前町	建設課	078-3792 苫前郡苫前町字旭37番地の1	0164-64-2211
宗谷	稚内市	建設産業部 土木課	097-8686 稚内市中央3丁目13番15号	0162-23-6161
	中頓別町	総務課	098-5595 枝幸郡中頓別町字中頓別172番地6	01634-6-1111
	豊富町	建設課	098-4110 天塩郡豊富町大通6丁目	0162-82-1001
	利尻町	建設課	097-0401 利尻郡利尻町沓形字緑町14番1	0163-84-2345
十勝	鹿追町	建設水道課	081-0292 河東郡鹿追町東町1丁目15番地1	0156-66-2311
	芽室町	都市経営課	082-8651 河西郡芽室町東2条2丁目14	0155-62-9721
釧路	白糠町	経済部 建設課	088-0392 白糠郡白糠町西1条南1丁目1番地1	01547-2-2171

◆北海道屋外広告物管理指針について

掲出している広告物を良好な状態で管理していただくため「北海道屋外広告物管理指針」を定め、管理に必要な点検項目等を示したものです。

広くこの指針をご活用いただき、屋外広告物の適正な管理をしてください。

当該管理指針は、道建設部・総合振興局又は振興局の窓口（18ページ参照）で配付しているほか、道のホームページに掲示しています。

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/mdr/koukoku/kanrishishin-shishin.html

2023年4月
北海道建設部まちづくり局都市計画課景観係
〒060-8588　札幌市中央区北3条西6丁目　　電話 011-231-4111（内線)29-827